

大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 住宅用太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムの未使用のもの
- (2) 建売住宅供給者 建売住宅に対象システムを設置する計画を有し、当該年度の3月10日までに工事を完了し、販売できる者をいう。
- (3) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）10キロワット未満の設備に限る。）
- (4) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象（以下「県補助対象設備」という。）として指定されたものに限る。）
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を

繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。(県補助対象設備として指定されたものに限る。)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる各号のいずれかを満たすものとする。ただし、大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

- (1) 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者
- (2) 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者
- (3) 町内において自ら居住するため建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする者(以下「購入者」という。)
- (4) その他町長が特に必要と認める者

2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

3 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

4 補助金の交付を申請する時点において、対象システムを同時に設置する者に限る。

(補助金額)

第4条 住宅用太陽光発電システムの補助金の額は、1万3,200円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入する。出力4キロワットを超える対象システムにあっては、4キロワットとする。)を乗じて得た額とする。

2 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)の補助金の額は、1申請につき10,000円とする。

3 定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金の額は、1申請につき100,000円とする。

4 第1項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システムに係る設置工事に着手する前、又は対象システム付き住宅の引き渡しを受ける前に、補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し(建売住宅供給者は除く。)
- (2) 工事着工前の現況写真(購入者の場合は不要)
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 対象システムの仕様書(製造者名、型式及び製造番号、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 建売住宅供給者は、購入者が未定の場合は、当該購入者に代わって前項の規定に基づく申請書を町長に提出することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第2-1)により、適当と認めない場合は、補助金不交付決定通知(様式第2-2)により申請者に通知する。

(工事着工届の提出)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、工事着工届(様式第3)を町長に提出しなければならない。ただし、購入者についてはこの限りでない。

2 前項の場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

(計画変更の承認)

第8条 交付決定者は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は対象システム

の設置を中止しようとする場合は、計画変更承認申請書（様式第4-1）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、計画変更により補助金交付申請金額を増額することはできない。

- 2 前項の場合において、建売住宅供給者が、交付決定者の変更をしようとするときは、計画変更承認申請書に売買契約書を添えて、当該年度の3月10日までに提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。
- 3 町長は、計画変更承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められた場合は、変更承認通知書（様式第4-2）により交付決定者に通知する。

（事業実績報告書の提出）

第9条 交付決定者は、対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入を完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し、電力需給契約書の写し、電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し、対象システムの設置状態を示すカラー写真、交付決定者が対象システムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（3か月以内のものに限る。）、その他町長が必要と認めた書類
- (2) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し、対象システムのカラー写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）、対象システムの製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し、その他町長が必要と認めた書類
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム 対象システムの設置費に係る領収書及び内訳書の写し、対象システムのカラー写真（設置状況及びシステム本体、システム

本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの)、対象システムの保証書の写し(保証開始日が分かるもの)、その他町長が必要と認めた書類

2 対象システムの設置又は対象システム付き新築住宅の購入が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連系・受給開始の通知を受けた日
- (2) すべての対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が完了した日
- (3) 住所を定めた日

3 第1項の場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

(交付額の確定)

第10条 町長は、事業実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、設置要件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に補助金交付額確定通知書(様式第6)により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、町長に請求書(様式第7)を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(処分の承認)

第12条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」による)の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第8)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (4) 前条の規定により対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 前条第4号の規定により補助金を返還する場合の額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由で設備を処分する場合
- (2) その他町長がやむを得ない事情があると認める場合

(協力)

第15条 町長は、この要綱による補助を受けて対象システムを設置した者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他必要事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第52号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年大口町告示第23号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続その他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。